



平成 18 年 3 月 1 日

<参考資料>

法務省入国管理局の外国人登録者統計の資料（平成 17 年 6 月）によると、平成 16 年末における外国人登録者数は 197 万 3,347 人にのぼり、前年に引き続き過去最高記録を更新している。この数は、10 年前の平成 6 年末に比べ、61 万 9,736 人（45.8%）の増加となっている。

外国人登録者のうち、「永住者」（一般永住者と特別永住者を総称。注参照）については、特別永住者が減少傾向にあるのに比べ、一般永住者は、平成 10 年以降年々増加する傾向にある。

在留資格別外国人登録者数の推移

（各年末現在）

在留資格		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
		2000	2001	2002	2003	2004		
総数		1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	100.0	3.1
永住者		657,605	684,853	713,775	742,963	778,583	39.4	4.8
	うち一般永住者	145,336	184,071	223,875	267,011	312,964	15.9	17.2
	特別永住者	512,269	500,782	489,900	475,952	465,619	23.6	-2.2
非永住者		1,028,839	1,093,609	1,137,983	1,172,067	1,195,164	60.6	2.0

法務省入国管理局統計より一部抜粋

- （注 1） ここでは、入管法上の在留資格「永住者」を「一般永住者」といい、「一般永住者」と「特別永住者」とを合わせて「永住者」という。
- （注 2） 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成 3 年 11 月 1 日施行）により、「平和条約関連国籍離脱者及びその子孫」は「特別永住者」と定められ、従前の「協定永住許可者」、「法 126-2-6 該当者」、「平和条約関連国籍離脱者の子」の全部及び入管法上の「永住者」の一部などが「特別永住者」となった。